資料 3-①



評価の目安と審査について

1-点数の考え方

0 点	1 点	**2 点**	3 点	4 点
非常に劣る	劣る	**普通（基準）**	優れている	非常に優れている

2-配点

すべての項目が４点（重点項目は２倍の８点）の場合＝ １００点（満　点）

すべての項目が２点（重点項目は２倍の４点）の場合＝　 ５０点（標準点）

3-協議の対象

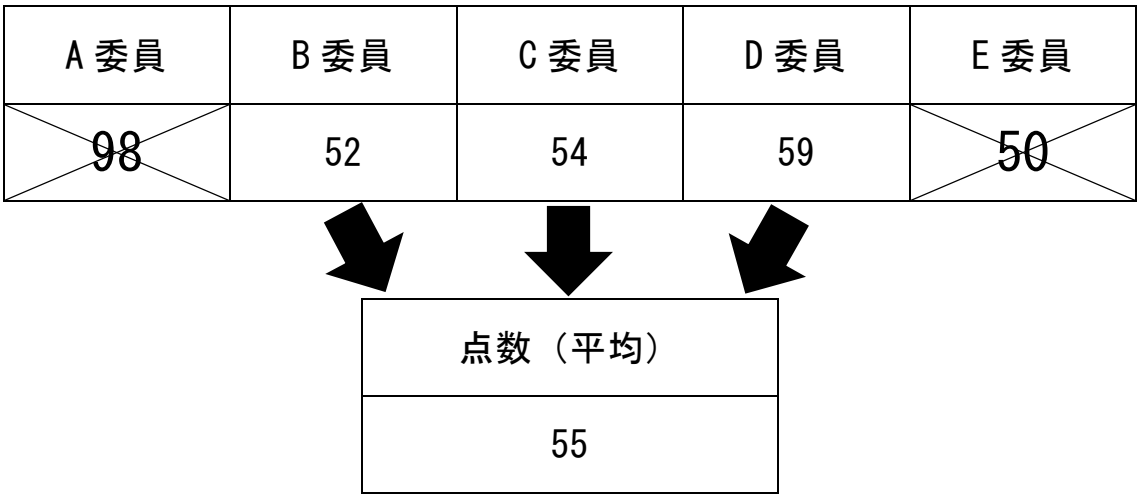
５０点（標準点）は、基本的に業務要求水準書の内容を不足なく満たしているという水準です。業務要求水準書に明記されていない詳細な項目については、現行の運営とほぼ同様の水準を標準点とします。

4-再提出の対象

標準点未満であった場合、または、合計点数が標準点以上（５０点）であっても、各委員の採点中、１項目でも「０点」があった場合は、委員会で協議の上、申請者に事業計画書等の再提出（改善）を求める場合があります。

5-選考方法（上下カット方式）

各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数を評価点とする方法です。特定の者の点数が最終評価に直結するのを避け、異常値をカットすることを目的としています。



全員の平均は、62.6 点（7.6 点の差）

6-決定方法

候補者の決定は、委員の協議により行います。